

# 改正容器包装リサイクル法による レジ袋削減の取組について

規制改革会議  
質の高い国民生活の実現WG  
生活・環境TF  
ヒアリング資料

平成19年9月14日

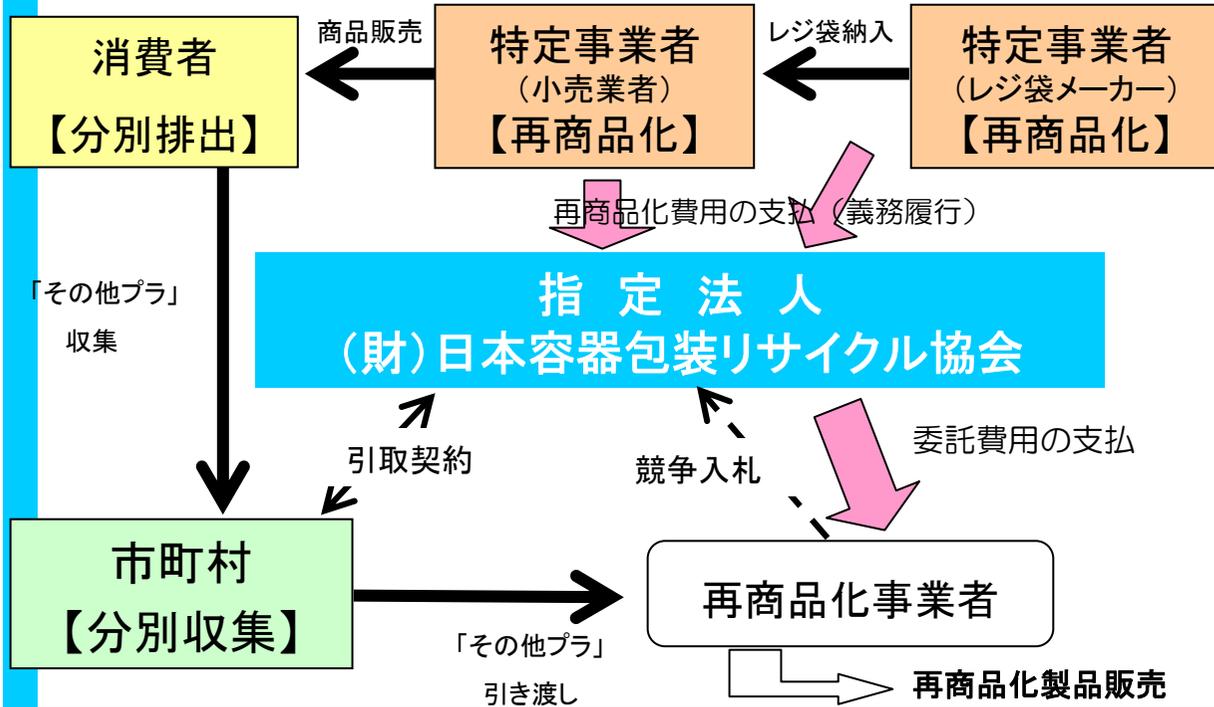
経済産業省リサイクル推進課



# 容器包装リサイクル法の概要

## 再商品化の義務

特定事業者数: 約7万社



## 排出抑制の促進

小売業 (指定される業種に属する事業者)

判断の基準 (ガイドライン)

主務大臣が、小売業者が取り組むべき措置の判断の基準を策定。目標設定、容器包装の使用の合理化、情報提供、関係者との連携等。

年間50トン以上容器包装を使用 (容器包装多量利用事業者)

定期報告

毎年度、容器包装の使用量、使用の合理化のための取組状況の報告を義務付け

勧告・公表・命令

判断の基準に照らして取組が著しく不十分な場合、主務大臣は勧告・公表・命令を行う

罰則

事業者が命令に従わない場合、50万円以下の罰金

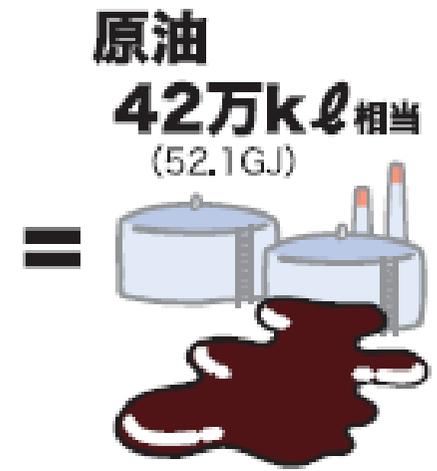
## 再商品化手法

	再商品化手法	リサイクル製品の利用例
ガラスびん	カレット化	ガラス製容器、建築・土木材料など
PETボトル	ベレット化等 ポリエステル原料化	繊維、シート PETボトルなど
紙製容器包装	製紙原料 古紙再生ボード化	板紙、建築材料 固形燃料など
プラスチック製容器包装	プラスチック製品等原料化 高炉還元剤化、化学原料化	パレット、コンクリートパネルなどの プラスチック製品、工業用原材料

私たちは一年間で  
300枚のレジ袋を  
使っている。



資源採取・樹脂製造  
↓ (56.8GJ)  
レジ袋製造  
↓ (6.3GJ)  
分別回収  
↓ (0.18GJ)  
焼却処理(電力回収)  
↓ (-11.3GJ)  
焼却灰埋立  
(0.13GJ)



超大型石油タンカー 2隻、  
25mプール 1, 200個分の石油

# 小売業者の判断基準

事業者の計画的かつ創意工夫を発揮した柔軟で効率的な取組を促すため、容器包装廃棄物の排出の抑制の促進のために取り組むべき事項を「判断の基準」として定める。

## 1. 目標の設定

容器包装の使用原単位の低減目標を定める。

## 2. 容器包装の使用の合理化

例えば次に掲げる取組により、容器包装廃棄物の排出抑制を相当程度促進する。

- ① 消費者に容器包装を有償で提供、容器包装を使用しないように誘引するための景品等を提供、容器包装の使用について消費者の意思を確認。
- ② 薄肉化・軽量化された容器包装の使用、適切な寸法の容器包装の使用、商品の量り売り、簡易包装化の推進。

## 3. 情報の提供

消費者に対し、店頭における掲示、冊子等の配布、容器包装への表示等により、容器包装廃棄物の排出抑制を促進する情報提供を行う。

## 4. 体制の整備等

責任者の設置、研修の実施等を行う。

## 5. 安全性等の配慮

容器包装の使用の合理化を図る際には、安全性、機能等に配慮する。

## 6. 容器包装の使用の合理化の実施状況の把握

容器包装を用いた量及び実施した取組の効果を適切に把握する。

## 7. 関係者との連携

国、関係地方公共団体、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図る。

# 容器包装の使用の合理化が必要な事業者

容器包装の使用量の多い業種であって、容器包装の使用方法や代替手段を用いること等により容器包装の使用の合理化を行うことが期待される業種として、下記の「小売業」を指定する。

これらの業種に対して、判断の基準となるべき事項に基づく取組を求める。

- |                        |
|------------------------|
| ①各種商品小売業               |
| ②織物・衣服・身の回り品小売業        |
| ③飲食料品小売業               |
| ④自動車部分品・附属品小売業         |
| ⑤家具・じゅう器・機械器具小売業       |
| ⑥医薬品・化粧品小売業            |
| ⑦書籍・文房具小売業             |
| ⑧スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業 |
| ⑨たばこ・喫煙具専門小売業          |

# 容器包装の使用合理化の例

## 容器包装の使用の合理化の例



### マイバッグ等の利用の促進

マイバッグやマイバスケットの持参を促進するため、マイバッグの販売やマイバスケットのレンタルなどを行う。

### 適切なサイズの容器包装の使用

大きめのサイズの容器包装の使用を抑えて、商品の大きさや数量に見合うサイズの容器包装を使用。



### 声かけ

販売員から消費者に対して、容器包装を使用するかどうか、声かけの励行。



### ポイント制等の実施

マイバッグを持参する消費者や、容器包装の使用を辞退する消費者に、買い物券や景品等の特典を提供、またはポイント制の実施等。



### 容器包装の有料化

レジ袋を始めとして、消費者に提供される容器包装の有料化を実施。



### 簡易包装化の推進

二重包装を抑える、商品を部分的に包装する等。



### 薄肉化・軽量化された容器包装の使用

販売時に付す容器包装について、従来より薄くて軽いものを採用・調達。



### 商品の量り売り

生鮮食料品等の販売で、量り売りをを行い、あらかじめ袋詰めすることを控えること等。



# 容器包装多量利用事業者による定期報告(その1)

- 提出時期: 毎年度6月末日まで
- 提出先: 事業所管省庁(財務省、国税庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)の長 又はその地方支分部局の長
- 様式(第1、2、3、7表のみ抜粋)

第1表 容器包装を用いた量

素材区分	重量[kg]
主としてプラスチック製の容器包装	①
(参考) うち、主としてプラスチック製の袋	
主として紙製の容器包装(主として段ボール製の容器包装を除く。以下同じ。)	①
(参考) うち、主として紙製の袋	
主として段ボール製の容器包装	①
その他の容器包装	①
合計	
対前年度比(%)	

第2表 当該容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値(いずれかに記入)

	年度	対前年度比(%)
売上高[円]	②	
店舗面積[m <sup>2</sup> ]	②	
その他の当該容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値 [ ]	②	

# 容器包装多量利用事業者による定期報告(その2)

第3表 容器包装の使用原単位(①を②で除して得た値)

		年度	対前年度比(%)
原単位 = $\frac{\text{容器包装を用いた量(①)}}{\text{当該容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値(②)}}$	主としてプラスチック製の容器包装		
	主として紙製の容器包装		
	主として段ボール製の容器包装		
	その他の容器包装		

第7表 判断の基準となるべき事項に基づき実施した取組

対象項目	具体的内容	
目標の設定	(具体的内容)	
容器包装の使用の合理化	消費者による容器包装廃棄物の排出の抑制を促進すること	<input type="checkbox"/> 容器包装の有償による提供 <input type="checkbox"/> 景品等の提供 <input type="checkbox"/> 繰り返し使用が可能な買物袋等の提供 <input type="checkbox"/> 容器包装の使用についての消費者の意思の確認 <input type="checkbox"/> その他 (具体的内容)
	自らの容器包装の過剰な使用を抑制すること	<input type="checkbox"/> 薄肉化又は軽量化された容器包装の使用 <input type="checkbox"/> 適切な寸法の容器包装の使用 <input type="checkbox"/> 商品の量り売り <input type="checkbox"/> 簡易包装化の推進 <input type="checkbox"/> その他 (具体的内容)
情報の提供	<input type="checkbox"/> 店頭における掲示 <input type="checkbox"/> 自らの取組の内容を記載した冊子等の配布 <input type="checkbox"/> 容器包装への表示 <input type="checkbox"/> その他 (具体的内容)	
体制の整備等	(具体的内容)	
安全性等の配慮	(具体的内容)	
容器包装の使用の合理化の実施状況等の把握	(具体的内容)	
関係者との連携	(具体的内容)	

※フランチャイズチェーンの事業を行う者のように、当該事業に加盟する者の容器包装を用いた量を把握し、加盟する者と連携して取組を行っている場合にあつては、当該事業全体における容器包装を用いた量の合計並びに容器包装の使用の合理化のために実施した取組及びその効果を記入。

## 各地で広がるレジ袋削減の取組①

- 業種業態に応じて、レジ袋有料化のほか、無料交換可能なマイバッグの販売など多様な取組が進展。
- 地域において市町村や市民団体などと連携した取組も見られる。

### ～レジ袋有料化の事例を中心に～



**イオン 株式会社**

2010年までにレジ袋50%以上の削減に向け、2007年1月11日よりジャスコ東山二条店(京都市左京区)で実証実験を開始。また、6月よりジャスコ仙台幸町店他4店舗での実証実験を実施。その結果を踏まえ、エリアを拡大すべく全社的に検討。地域ごとに、行政並びに市民団体と連携し、理解が得られる地域から順次実施。



**生活協同組合 コープとうきょう**

環境保全・ごみ削減の一環として、1992年から、消費者に買い物袋の持参(マイバッグ)をお願いしている。  
レジではレジ袋は渡さず、必要な消費者には専用ボックスで販売(1枚5円)。  
取組実施後には、買い物袋持参率が約70%に上昇。



**サミット 株式会社**

レジ袋削減推進モデル店であるサミットストア成田東店(東京都杉並区)にて、2007年1月15日から3月31日まで1枚5円で販売する実証実験を実施。実証実験の結果、レジ袋辞退率84%を達成。同店では4月以降も有料化を継続。なお、実験期間中、1枚5円で販売したレジ袋の収益金(45,363円)で草花の種とコンポストを区内小学校に寄贈。

## 各地で広がるレジ袋削減の取組②

～レジ袋有料化の事例を中心に～



株式会社 東急ストア

2007年4月1日から6月30日まで、金沢シーサイド店（横浜市金沢区）でレジ袋有料化実験。1枚5円。導入2週間でマイバッグ持参率が20%未満から80%を超え、目標の50%を上回った。



株式会社 イトヨーカ堂

2007年6月1日より若葉台店（横浜市旭区）の1階食品フロアにてレジ袋有料化の実証実験開始（終了期間は設定せず）。価格は1枚5円。レジ袋辞退率60%を設定（2006年度の辞退率：約13%）。実験期間中のレジ袋販売による収益の一部を環境対策等に還元する予定。

SEIYU

株式会社 西友

2007年5月25日、グループ全店舗のレジ袋の年間使用量を2006年の約6億枚から30%削減する目標を発表。目標達成のため、1枚20円の買い物袋を6月14日から発売。使えなくなった場合には無料で交換する仕組みを導入。レジ袋を辞退した買い物客には代金2円の割引。

マチのほっとステーション  
LAWSON

株式会社 ローソン

コンビニエンスストアで購入頻度の高い、お弁当とペットボトルがぴったり収まる形状で、バッグ内の両サイドにはペットボトルを収納できるポケットをつけた「コンビニecoバッグ」を開発し、「ケータイバッグ運動」として、2007年3月28日より無料配布を開始。5月以降、順次エリアを拡大し、2007年8月末日までに、約22万4,000枚を配布。

## 各地で広がるレジ袋削減の取組③

～関係者の連携の事例を中心に～

### 【マイバッグ等の持参促進及びレジ袋の削減等に関する協定】

2007年1月10日、事業者、市民団体、京都市レジ袋有料化推進懇談会及び京都市は、レジ袋の安易な配布・使用を抑制し、マイバッグ等の持参を促進するための協定を締結。京都市は、7事業者、12市民団体と協定を締結（2007年4月17日現在）。

### 【レジ袋ゼロ運動】

新潟県佐渡市では、2007年4月から「レジ袋ゼロ運動」を開始。市内の協力店舗は192店舗。大型店舗22店舗へのアンケート調査によるとマイバッグ持参率は78.3%。

### 【（仮称）杉並区レジ袋有料化推進条例検討会の設置】

2006年10月16日サミット株式会社と杉並区レジ袋削減推進協議会及び杉並区は、「レジ袋削減推進に向けた取組に関する協定」を締結し、2007年1月15日から2007年3月31日まで実証実験を行い、2007年3月には「杉並区レジ袋有料化モデル検討会最終報告」を取り纏めた。2007年5月には「（仮称）杉並区レジ袋有料化推進条例」の制定に当たり学識者及び区民等の意見を聴くため、「（仮称）杉並区レジ袋有料化推進条例検討会」を設置。9月に骨子案を策定し、2008年2月議会に提出する予定。